

オークション落札代行契約書

甲：委託者		乙：受託者
ご住所		〒020-0026 岩手県盛岡市開運橋通1番17号
ご氏名 様印	電話番号	TEL：019-622-4305
ご勤務先名	ご勤務先電話番号	有限会社プロパージャパン 代表取締役 前野純一
免許証		

1. オークション落札代行契約の成立時期

オークション落札代行契約（以下、「本契約」といいます）の成立時期は、乙が、自動車を購入しようとする甲から、注文をいただいた時点とします。甲は注文後、乙所定の申込金を乙指定の金融機関口座に甲の費用にて振込みをするものとします。

2. お支払条件

乙が甲に対して販売する車両の代金及び手数料など（以下、「代金」といいます）は、落札価格が金300万円未満の車両の場合は落札日を含む3日以内（土日祝日を除く、期日午前中まで）に、落札価格が金300万円以上の車両の場合は落札日の翌日（土日祝日を除く）の午前中までに、乙指定の口座に振込むことにより、お支払いいただきます。

期日を過ぎても、乙が代金の入金を確認できない場合は、甲の都合により、本契約を撤回したものと判断させていただきます。

代金につきましては、お申込み時の「落札代行料金表」の通りとさせていただきます。

車体落札価格には、消費税は含まれません。別途申し受けます。

落札できた場合、お申込金は代金に充当させていただきます。

3. 旧所有者への連絡の禁止

甲が、落札した車両の旧所有者に直接連絡することは、いかなる理由があろうとも、禁止させていただきます。

万一、甲がこれに違反した場合、乙に対し、違約金としまして金10万円お支払いいただきます。

4. ご注文に応じられない場合

乙が、甲の注文に応じることができないと判断した場合、甲からお預かりしたお申込金を返金することにより、いつでも注文を断ることができるものとします。

また、お申し込みから3ヶ月経過しても落札できなかった場合は、乙は注文を断ることができるものとし、その場合、甲は以下の手数料を負担するものとします。

（下見、応札が無かった場合は、振込手数料のみご負担いただきます。）

- ・ 下見手数料 金3,050円/台（消費税込み）
- ・ 応札手数料 金1,575円/台（消費税込み）
- ・ 振込手数料 金262円（消費税込み）

尚、甲は乙に対し、上記手数料をお申込金の中から支払うものとし、乙は甲から預かるお申込金の中から上記手数料を差し引き、残金を甲指定の口座に返金するものとします。

5. 甲の都合で注文をキャンセルする場合

甲は、特定の車両への応札申込前であれば、いつでも注文をキャンセルすることができるものとします。ただし、その場合、甲は以下の手数料を負担するものとします。

(下見、応札が無かった場合は、振込手数料のみご負担いただきます。)

- ・ 下見手数料 金 3,050円/台(消費税込み)
- ・ 応札手数料 金 1,575円/台(消費税込み)
- ・ 振込手数料 金 262円(消費税込み)

尚、甲は乙に対し、上記手数料をお申込金の中から支払うものとし、乙は甲から預かるお申込金の中から上記手数料を差し引き、残金を甲指定の口座に返金するものとし、

6. 見送り手数料について

甲希望の出品車をご案内後、当店は前日の夜までに甲にメール又は電話にてご連絡を致しますが、甲とオークション前日の夜までに連絡が取れない場合や、オークション当日の朝までに乙にメールまたは電話にてご返信をいただけなかった場合、甲が車両状態に関係ない理由で下見及び入札を見送られる場合などにつきましては、それまでの毎日の検索の労働が無価値となってしまいますので、この場合は、金 2,625円の見送り手数料を申し受けさせていただきます。(事前に連絡がとれない期間をご連絡いただいた場合は、その間の出品車両検索を中断しますので、手数料はいただきません。)

また、ご希望条件を完全に満たすものが出品されたにもかかわらず、「暫く様子を見たい」など出品車両の状態には関係ない理由で、下見を見送られる場合につきましても、同様に金 2,625円の見送り手数料を申し受けさせていただきます。(もちろん下見後、状態が悪くなかった場合には、応札を見送っていただいても結構でございます)

7. 落札金額について

オークションで甲希望の車両に応札する場合、乙は甲のご予算内で落札することを目指し、セリに参加します。ただし、セリのスピードがかなり速い場合など、状況によりまして、落札金額が甲のご予算よりも金 3万円の範囲内で超過する場合、或いは逆に甲のご予算よりも金 3万円の範囲内で低い金額で他社落札となる場合が、極稀にございます。その場合は大変申し訳ありませんが、免責とさせていただきます。尚、上記の免責範囲を超過して落札してしまった場合は、都度相談させていただきます。

また、上記の免責範囲よりも低い金額で他社落札となった場合は、その車両分の下見手数料及び応札手数料はいただきません。

8. 契約の撤回による損害賠償

オークションで甲希望の車両を落札した後に、甲の都合で契約を撤回し、乙に損害を与えた場合には、乙は甲に対し、その損害額の実費に加え、手数料として金 10万円を損害賠償として請求できるものとし、甲はこれを支払うものとし、

尚、その場合、甲は、注文する際に乙に預けたお申込金から先に支払うものとし、お申込金だけでは足りない場合は、乙から不足額の請求書が届いた日から3営業日以内に乙指定の口座に振込むことにより、支払うものとし、

9. オークションで落札後、譲渡書類が入手できなかった場合

オークションで甲希望の車両を落札した後、1ヶ月以上経過しても譲渡書類が入手できなかった場合は、甲は契約の解除ができるものとし、その場合乙は契約の解除の連絡を受けた日から3営業日以内に、甲から受け取った代金全額を、甲ご指定の口座に振込むことにより、支払うものとし、

10. 納車日について

甲は、オークションで甲希望の車両を落札した後、5日から14日後の間で、納車日を指定することができるものとし、

北海道、九州など遠方の方の場合は、落札日から7日後以降となります。

甲が乙に名義変更を依頼する場合は、甲から必要書類が乙に到着してから、10日後前後に納車可能

となります。

尚、万一陸送会社の配車ミスなどにより、甲のご指定日に納車することができなかった場合は、再度日程を調整させていただきます。

1 1 . 甲自身が名義変更を行う場合

甲自身が名義変更を行う場合、乙は甲から保証金として金 1 0 万円お預りします。

また、乙が送付する所定の念書に記名及び実印の押印をいただき、印鑑証明添付の上、乙宛に F A X していただきます。

乙は当該念書・印鑑証明を受領後、甲に対し、名義変更に必要な書類を送付します。

尚、乙は甲から名義変更後の車検証コピーを受領後、直ちに保証金全額を甲指定の口座に振り込むものとします。

1 2 . 名義変更遅延による違約金

甲が名義変更を行う場合、落札後 2 5 日以内に名義変更後の車検証コピーを乙に送付いただきます。

当該期日を過ぎた場合、7 日毎に 1 万円の遅延損害金をお支払いいただきます。

また、当該期日から 2 週間経過しても、乙に名義変更後の車検証コピーが届かなかった場合、甲の都合で本契約を解除したものとみなします。その場合、乙は乙が甲に届けた車両および書類等全てを回収し、処分・換金できるものとし、乙がこの処分により得る金額と甲から支払われた代金から、乙の損害額実費 + 違約金 3 0 万円を差し引いて、甲に返金するものとします。ただし、乙は、前述精算にて甲に対する追徴金が発生する場合は、甲に追徴金を請求できるものとし、甲は追徴金請求から 7 営業日以内に乙に支払うものとします。

甲はこれに対し、一切異議を述べないものとします。

1 3 . 名義変更前の交通違反・事故など

甲が名義変更前に落札した車両を運転し、交通違反・当て逃げなど、旧オーナーに迷惑がかかる行為を行った場合、そのトラブル解決に要した費用の他、金 1 0 万円の違約金を乙にお支払いいただきます。また、交通違反・事故を起こした後、2 4 時間以内に乙に申告されなかった場合は、別途 3 0 万円の違約金を乙にお支払いいただきます。

1 4 . 登録書類の引渡し時期（乙が名義変更を行う場合）

甲は自動車の名義変更に必要な書類を、落札日から 1 8 日以内に乙に送付するものとします。万一、期日を過ぎてしまった場合は、7 日ごとに金 1 万円の遅延損害金をいただくものとします。

1 5 . 返品・返金ができる場合

・乙が落札価格の証明書を偽造した場合。

・乙が甲に販売した自動車が盗難車であり、オークション会社がこれを認めた場合。

・乙が甲に販売した自動車が走行メーター改ざん車、接合車、災害車であり、オークション出品票にその旨の記載がなかった場合。ただし、甲が落札日から 6 ヶ月以内にお申し出いただき、オークション会社がこれを認めた場合に限らせていただきます。

上記事由により返品される場合は、乙にて陸送の手配を行い、陸送費も負担いたします。

また、乙が甲から受け取った代金全額を、オークション会場との返品処理完了後、返金いたします。

尚、上記以外の事由による返品及び返金は、一切ご対応致しかねます。

陸送会社が、甲のクルマに損害を与えた場合

誠意をもって対応させていただきますが、原則としまして、陸送会社が加入しております損害保険の範囲内で、甲の損害を賠償させていただきます。

16. 落札車両が故障した場合

落札した車両が故障した場合は、甲がその修理費用を負担するものとし、乙は一切責任を負わないものとします。ただし、メーカー保証の継承手続きを済ませた後で、且つその故障がメーカー保証の適用範囲内である場合は、甲がディーラーに自動車を持ち込めば、無償にて修理してもらうことができます。

また、国産車の場合、中古車2年保証（以下、「2年保証」といいます）に加入され、故障内容が保証規定の対象であり、かつ保証期間内であったときは、保証対象として修理が受けられます。

17. 中古車2年保証について

甲は2年保証への加入を希望する場合、落札から名義変更後1週間以内に乙にメールで申し込みの意思を表示することとします。

甲の購入車両が12ヶ月点検整備を受けた結果、車両に瑕疵があり、2年保証への加入ができなかった場合でも、乙は一切の責任を負わないものとします。その場合、12ヶ月点検費用は返金できませんが、2年保証の費用につきましては、甲に全額返金いたします。

また、名義変更後の2ヶ月間は2年保証の免責期間となっており、それまでに発覚したトラブルにつきましては、甲の負担での修理となります。

甲はこれらに対し、一切異議を述べないものとします。

18. 不可抗力等

天災地変、戦争、内乱、内外の法令の改廃・制定、公権力の処分、ストライキ、経済情勢の著しい変動、パニックその他不可抗力等、乙の責めに帰さない事由により、落札した車両が損傷を受けた場合、あるいは本契約の履行不能または遅延が生じたときは、乙は一切の責任を負わないものとします。

19. 紛争が生じた場合

万一、甲及び乙において紛争が生じた場合は、盛岡地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

20. 契約内容の変更

乙は、予告なく本契約の内容を変更することができるものとします。尚、本契約は、甲が乙に注文をした時点の内容を、適用させていただくものとします。そのため、甲は、注文をする際、必ず本契約を印刷するなどして、保管するものとします。

条項制定：平成14年9月6日

平成19年4月9日改定

平成20年4月2日改定